

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
株式会社矢口	ひたちなか市笹野町 1 - 1 - 5	2 - 0 0 4 7 1 7

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。

2. 指名停止措置期間

令和元年 11 月 14 日～令和元年 11 月 28 日（2 週間）

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事等

4. 事実概要

㈱矢口は, 営繕課発注の「日立技専渡り廊下改築工事」において, 令和元年 9 月 1 1 日, 高所作業に使用するはしごの転位防止措置が不十分であるなど, 安全管理措置の不適切により, 工事関係者がはしごから転落し, 右肘関節脱臼骨折などの重傷を負う事故を生じさせた。

5. 指名停止理由

㈱矢口が工事関係者に重傷者を生じる事故を起こしたことは, 「茨城町建設工事等請負業者指名停止措置要領」（平成 2 9 年要領第 3 号）別表第 1 第 8 号ウに該当する。

〈指名停止措置要領別表第 1〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事項)	
7 一般工事の施工に当たり,安全管理の措置が不適切であったため,工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において,当該事故が重大であると認められるとき。	2 週間以上 1 ヶ月以内
ア,イ (略)	
ウ 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき,又は重傷者が生じたとき。	
エ (略)	

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)